

各私立高等学校・中等教育学校長 様

大阪府府民文化部私学・大学課長

「平成26年度新規高等学校卒業生用就職支援希望カード」及び「平成27年度高等学校用就職支援希望カード」の作成について（依頼）

標記について、下記手順により作成の上、**当課小中高振興グループあて**提出願います。

なお、本依頼文等については、私学・大学課小中高振興グループのホームページに掲載いたしますので、当ホームページ（<http://www.pref.osaka.lg.jp/shigaku/syoutyuukou/tuuti.html>）よりご覧ください。

記

1 目 的

「平成26年度新規高等学校卒業生用就職支援希望カード」「平成27年度高等学校用就職支援希望カード」（以下、両者を「就職支援希望カード」という。）は、卒業時あるいは中退時に未就職の生徒の就職活動を支援するため、大阪労働局（ハローワーク）及び「OSAKA しごとフィールド」から、大阪労働局、大阪府商工労働部、及び「OSAKA しごとフィールド」等が実施する就職支援施策等の情報を提供する際の資料とする。

2 対 象 者

- ① 平成26年度卒業生及び平成27年度秋季卒業生のうち、就職を希望しながら卒業時に未内定である者（学校斡旋就職希望者でない者を含む）及び進路が卒業時に未定の者で、卒業後、大阪労働局（ハローワーク）、府商工労働部及び「OSAKA しごとフィールド」から就職支援施策等の情報の提供を受けることを希望する者。（様式1・3・5を活用）
- ② 平成27年度内に高等学校を中退する者のうち、就職を希望しながら中退時に未内定である者で、中退後、大阪労働局（ハローワーク）、府商工労働部及び「OSAKA しごとフィールド」から就職支援施策等の情報の提供を受けることを希望する者。（様式2・4・6を活用）

3 手 順

- ① 生徒本人が、保護者と相談・確認し、「就職支援希望カード」に支援希望内容等を記入。
- ② 学校は、「就職支援希望カード」に連番の整理番号を付け、「平成26年度新規高等学校卒業生用就職支援希望カード一覧表」または「平成27年度高等学校用就職支援希望カード一覧表」（以下、両者を「一覧表」という。）を作成。
- ③ 「就職支援希望カード」在中と記載の上、「就職支援希望カード」及び「一覧表」を当課小中高振興グループあて提出。（対象者がいない場合は提出不要。）

4 提出期限 **平成27年3月3日（火）必着**

- ※ ただし、卒業式が提出期限後の学校にあつては、卒業式後速やかに提出すること。
- ※ なお、中退者については、その都度、提出すること。

5 留 意 点

- ① 生徒とその保護者に、事業の内容を十分説明し、「就職支援希望カード」の「記」にある【「就職支援希望カード」の取扱いについて】の同意を得た上で、本人・保護者の希望により記入させること。
- ② 個人情報については、「大阪府個人情報保護条例」等に基づき、適正に取扱うこと。

6 そ の 他

「就職支援希望カード」提出者には、学校から全員に対して、住居地のハローワーク（公共職業安定所）に「求職登録」を行うよう勧奨すること（「求職登録」していることが参加の条件となる支援事業もあります。）。なお、「求職登録」を行わない提出者に対しては、後日、ハローワークから状況確認等のため電話等により連絡することがある旨も周知すること。

併せて、「OSAKA しごとフィールド」への来場についても勧奨すること。